

2016年1月18日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-23-1
日本同盟基督教団「教会と国家」委員会
委員長 柴田智悦

安倍首相の伊勢神宮参拝に対する抗議声明

私ども日本同盟基督教団「教会と国家」委員会は、貴殿がこのたび1月5日、9閣僚とともに伊勢神宮を参拝されたことに対して以下の理由で強く抗議いたします。

私どもの聖典である聖書の特に新約聖書に、1世紀当時の世界を支配していたローマ帝国がそうであったように、すべての地上の国家権力は自己を神聖化し、その国民に無条件の忠誠を誓わせ、国家を崇拜させる傾向にあることが指摘されています。事実、かつてのアジア太平洋戦争において日本の指導者たちも、国家と宗教とを一体化させた国家神道によって国民を全体主義と軍国主義に導き戦争による滅亡へと駆り立てました。そして、戦前・戦中、神社神道に国家神道としての地位を与え、祭祀と宗教を分離することによって宗教ではないとし、日本国内ばかりでなく、植民地とした国々の人々からも、思想、信条、信教の自由という基本的人権を奪いました。

そのような日本が過去に犯した歴史の反省に立って、「日本国民は、・・・政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定」したのです（日本国憲法前文）。そして、憲法第九条において戦争の放棄と軍備及び交戦権の否認を定め、第二〇条において信教の自由と国の宗教活動の禁止を定めました。しかしながら、集団的自衛権の行使容認を含む安全保障関連法が成立した今、憲法の趣旨に違反する戦争への参加が現実味を帯びて来ました。もしそのような事態になれば、国家権力は戦争への動員のために、再び宗教を利用しかねません。

従って、国の最高権力者である首相が、かつての国家神道の中心的施設であり靖国神社とともに侵略戦争の精神的支柱であった伊勢神宮に閣僚らを引き連れて参拝されたことは、日本を再び戦争による滅亡の道へと導こうとしているとしか思えません。

そもそも、首相が伊勢神宮に参拝することは、日本国憲法第二〇条の政教分離原則に違反しています。日本における政教分離の原則は、国家と神道との分離を意図して設けられ

たものに他なりません。内閣は、わが国の最高行政機関であって（憲法第六六条）、かつての国家宗教から明確に分離されていなければならない、最も厳格に「この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」（憲法第九九条）べき存在です。その首長たる内閣総理大臣が、皇室の祖神として信じられている天照大神を祀る伊勢神宮とともに内閣を組織する閣僚らを同行し、公に報道される中で参列され、「皇室の弥栄を祈る」などということは、とても公職にある者の「私人」としての行為と言うことはできず、明らかに特定の宗教団体に対する国家の政治的関与であり、憲法上許されることではありません。

私どもは、この日本が過去に犯した歴史の事実を心に刻み、アジア諸国に対する侵略戦争への加担の悔改めに立ち、この世界に平和を作り出す使命を果たすべく日々励んでおります。そして、この日本が再び同じことを繰り返さないために、戦争放棄と軍備及び交戦権の否認、そして信教の自由と政教分離の原則を定めた日本国憲法の基本的理念に立ち返るべきだと確信しています。ところが、首相と閣僚らの伊勢神宮参拝は、このような世界の平和を願う者たちの声をも踏みにじることになるのです。

以上の理由から、貴殿が1月5日に、閣僚らとともに伊勢神宮を参拝されたことに対して、強く抗議するものです。